コープ香西

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により 聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとお り公告する。

平成21年3月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 意見の対象となった届出に係る公告 平成20年11月12日香川県公告(大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出)
- 2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地 コープ香西 高松市香西本町96番地1
- 3 法第8条第1項の規定により高松市から聴取した意見の概要 店舗は小中学校等の文教施設の近くに位置し、開店時刻および同駐車場の利用可能時刻が通勤通 学時間帯と重なることから、それらに配意した交通安全対策、交通渋滞の解消に努めること。
- 4 法第8条第2項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要 該当なし
- 5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所	香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課
縦覧期間	平成21年3月18日 (水曜日) から同年4月20日 (月曜日) まで